

ひな型（建築士法第8条の2，施行細則第8条関係）

二級・木造建築士死亡（失踪宣告）届

次の者は、 年 月 日 死亡いたし 建築士法第8条の2
失踪宣告を受け ましたので、 建築士法施行細則第8条第4項
の規定により届け出ます。

年 月 日

徳島県知事 殿

住所

届出義務者氏名

（署 名）

本人との続柄

ふりがな 氏 名	
生年月日	年 月 日
本 籍 地	
登録番号	第 号
登録年月日	年 月 日

* 建築士免許証を添付してください。

添付できない場合はその理由

（ ）

* 「本人の死亡等の事実が確認できる書類」及び「届出者が相続人となること等の証明書類」を提出してください（戸籍謄本、除籍謄本等）。また、届出者が相続人本人であることの確認ができる書類（運転免許証等）を提示してください。